

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	子職経営者等 の市職員以外 の者の参加の有無	子職経営者等 の市職員以外 の者の参加の有無
001	令和3年04月01日	計量事務業務委託	54,796,296	産業観光局産業企画室	京都府	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
002	令和3年04月01日	京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務委託	52,665,492	産業観光局産業企画室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有
003	令和3年04月01日	就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託	15,999,200	産業観光局産業企画室	株式会社Compass	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有
004	令和3年04月01日	新事業創出型事業施設等活用推進事業(入居者支援人材配置)に係る業務委託	18,459,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
005	令和3年04月01日	京都市大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学振興事業に係る業務委託	13,242,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
006	令和3年04月01日	京都高度技術研究所ビル建築設備総合管理業務委託	46,860,684	産業観光局産業イノベーション推進室	京都市サーチパーク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
007	令和3年04月01日	地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進事業に係る業務委託	7,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	国立大学法人京都工芸繊維大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
008	令和3年04月01日	京都市スマートエコノミー推進事業に係る業務委託	8,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
009	令和3年04月01日	ライフイノベーション創出支援事業に係る業務委託	26,140,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
010	令和3年04月01日	ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に係る業務委託	9,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
011	令和3年04月01日	京都市大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業に係る業務委託	9,300,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
012	令和3年04月01日	令和3年度「地域産学官共同研究拠点事業(バイオ計測プロジェクト)」に係る業務委託	72,100,000	産業観光局産業イノベーション推進室	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
013	令和3年07月26日	KRP KISTIC4階バイオ計測センター退去に伴う原状復旧作業業務委託	23,540,000	産業観光局産業イノベーション推進室	株式会社大阪ガスファシリテーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
014	令和3年04月01日	地域企業「担い手交流」チャレンジプログラムに係る業務委託	19,989,200	産業観光局地域企業イノベーション推進室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有
015	令和3年04月01日	京都市商店街地域資源活用事業に係る業務委託	9,700,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
016	令和3年05月06日	地域企業未来力創出コーディネート事業に係る企画運営業務委託	8,800,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
017	令和3年04月07日	京都館プロジェクトYouTubeチャンネル及びWEBサイト運営業務委託	12,889,800	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有
018	令和3年06月04日	京の「匠」ふれあい事業に係る業務委託	5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	西陣織工業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
019	令和3年06月04日	京都市勸業館電力量計更新業務委託	5,940,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	近建ビル管理株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	子職経営者等 の市職員以外 の者の参加の	子職経営者等 の市職員 以外の者の
020	令和3年07月09日	京都市勧業館荷物用エレベータ点検整備業務委託	39,999,300	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社東洋 hidroエレベータ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
021	令和3年04月01日	京都伝統産業ミュージアムを核とした新たな伝統産業振興事業に係る業務委託	16,992,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
022	令和3年09月30日	京都市伝統産業従事者支援事業に係る「伝統産業従事者支援事業センター」運営業務委託	33,885,203	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
023	令和3年06月30日	京都市勧業館整備工事 ただし、8・9号昇降機設備改修工事	34,540,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社日立ビルシステム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無	
024	令和3年08月02日	京都市勧業館整備工事 ただし、高圧饋電盤改修工事	45,100,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	日新電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無	
025	令和3年04月01日	新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託	28,598,042	産業観光局観光MIC推進室	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
026	令和3年04月01日	令和3年度海外メディア取材支援事業に係る業務委託	16,110,000	産業観光局観光MIC推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
027	令和3年04月01日	令和3年度京都市海外情報拠点運営業務委託	22,200,000	産業観光局観光MIC推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
028	令和3年04月01日	京都観光総合調査業務委託	(当初) 13,187,185 (変更後) 10,234,785	産業観光局観光MIC推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
029	令和3年04月01日	令和3年度総合獣害対策事業（東山地域イノシシ捕獲）業務委託	5,387,000	産業観光局農林振興室農林企画課	株式会社野生動物保護管理事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
030	令和3年05月31日	令和3年度総合獣害対策事業（ニホンザル（京都A群）捕獲等管理）業務委託	5,401,000	産業観光局農林振興室農林企画課	株式会社野生動物保護管理事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
031	令和3年04月01日	令和3年度総合獣害対策事業（有害鳥獣捕獲）業務委託	11,902,000	産業観光局農林振興室農林企画課	一般社団法人京都府猟友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
032	令和3年04月01日	令和3年度京北農林業地域活性化促進事業に係る業務委託	9,064,000	産業観光局農林振興室農林企画課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
033	令和3年04月01日	令和3年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託	15,323,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
034	令和3年07月12日	令和3年度大規模集約型林業モデル事業推進支援等業務委託	5,280,000	産業観光局農林振興室林業振興課	住友林業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
035	令和3年07月16日	重要インフラ施設周辺森林整備業務委託	17,046,700	産業観光局農林振興室林業振興課	京都市森林組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
036	令和3年08月04日	令和3年度風倒木被害地の再生モデル事業に係る業務委託	8,701,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
037	令和3年08月10日	令和3年度京都市森林経営管理意向調査実施業務委託	16,500,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
038	令和3年09月08日	大規模集約型林業モデル事業試験施設等実施（主伐）業務委託	5,940,000	産業観光局農林振興室林業振興課	京都市森林組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	子職歴業者等 の市職員以外 の者の参加の	子職歴業者 等の市職員 以外の者の
039	令和3年09月17日	大規模集約型林業モデル事業試験施設等実施(間伐・植栽)業務委託	10,098,000	産業観光局農林振興 室林業振興課	京都市森林組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
040	令和3年04月01日	京都市中小企業等再起支援補助金事業に係る「再起支援補助金セン ター」運営業務委託	(当初)108,500,304 (変更後)137,482,015	産業観光局地域企業 支援策活用推進室	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号	物品	無	
041	令和3年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟 建築工事及び設備工事基本設計その他業務委託	110,000,000	産業観光局中央卸売 市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事	有	2
042	令和3年04月01日	令和3年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託	23,793,550	産業観光局中央卸売 市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケー ションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
043	令和3年04月01日	北関連解体撤去工事に係る建物解体後の復旧等業務委託	79,970,000	産業観光局中央卸売 市場第一市場	ナガタ工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
044	令和3年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託	5,091,350	産業観光局中央卸売 市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
045	令和3年06月10日	令和3年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画 等推進支援業務委託	18,111,500	産業観光局中央卸売 市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	過去に有	
046	令和3年06月11日	京都市下京区中堂寺坊城町15番1ほかに係る土地調査、地図訂正及び 地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務委託	5,985,100	産業観光局中央卸売 市場第一市場	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
047	令和3年06月15日	京都市中央卸売市場第一市場新水産棟見学者用通路展示整備業務委託	126,500,000	産業観光局中央卸売 市場第一市場	株式会社丹青社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	4
048	令和3年05月01日	京都市中央卸売市場第一市場施設保全業務 ただし、昇降機設備保守・ 点検業務委託	10,083,700	産業観光局中央卸売 市場第一市場	京都エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号	物品	無	
049	令和3年05月31日	局所排気設備他改修業務委託	17,930,000	産業観光局中央卸売 市場第二市場	三菱電機ビルテクノサービス株 式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
050	令和3年06月30日	生産設備エア関係機器保守点検業務委託	9,570,000	産業観光局中央卸売 市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
051	令和3年08月25日	高架軌条他設備清掃等業務委託	29,997,000	産業観光局中央卸売 市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
計量事務業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府
- 6 契約金額（税込み）
54,796,296円
- 7 契約内容
計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務をより効率的かつ効果的に執行し、安定的に計量行政を運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事務の委託先が法令で定められているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事務の委託先が法令で定められているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
52,665,492円
- 7 契約内容
中小企業の担い手確保・定着支援（働き方改革の推進を含む）及び学生をはじめとする若年求職者の就職支援及びブラックバイト対策を行うため、中小企業の魅力発信、京都市内の中小企業と学生との交流、カウンセリング相談及び就職後のフォローアップ等を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
オンラインを活用した中小企業の魅力発信や中小企業と大学等の交流促進、並びに中小企業における働き方改革の推進、採用力の向上支援、学生等に対するカウンセリング相談の実施、WEBサイト「京のまち企業訪問」の管理・運営など、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。中小企業の魅力発信に関する企画提案内容は優れているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内
株式会社C o m p a s s
- 6 契約金額（税込み）
15,999,200円
- 7 契約内容
就職氷河期世代の方等を対象として、一人一人に寄り添った専門の就職相談を実施するほか、SNSを活用したオンライン相談プラットフォームの開発・運用や就職氷河期世代の方等を受け入れる地域企業の掘り起こし、求職者と企業との交流促進、国の助成金活用促進、就職氷河期世代の方等に対するSNS等を活用した情報発信などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
支援コーナーの運営やワークショップ等の実施、SNSを活用したオンライン相談プラットフォームの開発・運用、ワークショップの実施など、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、複数の応募があった。就職氷河期世代の方の就職相談や地域企業への雇用促進及び受け入れ先企業の掘り起こし等について効果的な業務運営ができるかなどについて、企画提案内容を審査した結果、上記5を委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,459,000円
- 7 契約内容
スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し、専門的な立場から支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施にあたっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であり、競争入札には適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリー（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。更に、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
13,242,000円
- 7 契約内容
京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については性質が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であり、競争入札には適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術

及び関連する科学技術の諸分野に関する研究，開発，調査等を行い，その進歩発展と地元産業への技術移転を図り，もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は，知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い，本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また，当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて，大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから，同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，市内の関連企業や大学，他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし，かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都高度技術研究所ビル建築設備総合管理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパーク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,860,684円
- 7 契約内容
京都リサーチパーク地区にある京都高度技術研究所ビルの建築設備総合管理業務
- 8 随意契約の理由
京都リサーチパーク地区においては、京都リサーチパーク株式会社が設備等を一括管理しており、エレベーター、空調、電子錠の遠隔監視・操作をはじめ、京都高度技術研究所ビルの機械設備、情報システム等も接続して管理しているため、設備、システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になるのみならず、障害発生時の原因究明・故障修理などの緊急時の対処も不可能であることから、京都リサーチパーク株式会社しか契約の内容を履行できないため、当該業者に委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区松ヶ崎橋上町
国立大学法人京都工芸繊維大学
- 6 契約金額（税込み）
7,000,000円
- 7 契約内容
京都市域の中小企業を対象として、電波暗室その他の設備や各種測定システムを備えた「地域科学技術実証拠点」の利用、企業間連携、産学連携等による産業振興を図るため、新たな事業化プロジェクトの創出及び推進をする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市内中小企業が京都工芸繊維大学の所有する拠点を活用すること、また拠点を活用する企業や大学をマッチングすることにより、新技術を開発し新事業を創出することを目的としているため、拠点における事業化プロジェクト参画企業が、拠点設備を優先利用し、さらに利用に際して同大学からの指導及び支援を得ることができる必要がある。
このことから、本業務の委託先としては、拠点を所有するだけでなく、拠点設備優先利用の制度設計や利用指導及び指導の措置を実施できる京都工芸繊維大学以外には存在しない。そのため、本業務の委託先として京都工芸繊維大学を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市スマートエコノミー推進事業に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

8,500,000円

7 契約内容

環境・エネルギー分野の産業振興の推進に向け、革新的パワーエレクトロニクス実装・事業化推進事業に係る業務を行うとともに、市内企業に対してコーディネータによる伴走支援を行う。それに加えて、市内企業の異分野融合により生み出される新規市場への進出や市場競争力の獲得を支援するために、本市がこれまでに進めてきた「京都産業の強みであるグリーンケミカル分野」や、「省エネ・創エネに関するスマートシティ分野」に係る業務を融合させた「京都市スマートエコノミー推進事業」を推進すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を履行するに当たって、以下の条件を満たすことが必要であるものの、その全ての条件を満たす者が1者に特定されることから、その性質が競争入札に適さないため。

ア 京都市内に拠点を置き事業を実施すること。

イ 当該事業の推進に必要となる専門知識のほか、本市産業振興行政等に精通していること。

ウ 当該事業に関係する企業等や大学が持つ知的・技術的資源を適切にマッチングし、着実にプロジェクト創出に結び付けること。

エ 地域において、環境・エネルギー分野の産学公連携を行うに当たり、主体間の調整を行うネットワーク有していること。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、京都地域における産学連携機関であり、本市の産業振興に関する業務を複数受託しているほか、責任者に当該技術の推進に必要となるパワーエレクトロニクス・化学に関する専門家を配置していること、情報通信技術を始めとする多彩な技術分野における産学公連携を行ってきた実績を有しており、環境・エネルギー分野の知見を有する企業や関係団体との連携にも明るく、上記8 随意契約の理由に記載の条件を全て満たしているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
ライフィノベーション創出支援事業に係る業務委託

2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日
令和3年4月1日

4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）
26,140,000円

7 契約内容

「京都市ライフィノベーション創出支援センター」を拠点に、専門のコーディネータを配置し、医学・工学・薬学分野の有望な研究成果の発掘や、研究者と地域企業を結ぶ産学連携コーディネート活動、資金調達をはじめとした研究開発プロジェクトの伴走支援等を実施し、産学公連携支援活動を展開すること。

また、市内の大学研究者及び中小・ベンチャー企業を対象に、革新的な医療技術に関する研究開発活動に分野開拓の奨励的助成を実施する京都発革新的医療技術研究開発助成事業を実施すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域における医療産業の創出を一層図っていく本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要性があると同時に、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,500,000円
- 7 契約内容
起業意欲を持つ若者等を対象に、ライフサイエンス分野におけるビジネスモデル構築に向けた実践的な支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験、先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術及びビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、技術シーズを持つ大学研究者、市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し、そのネットワークを活用して支援を行うことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ICT・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人

材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成9年度から、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定するベンチャー企業目利き委員会を運営しており、平成11年度からは「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営を行ってきた。また、平成25年に開所された京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザヘインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー支援に関する豊富な経験や実績を有しており、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。さらに、平成22年度に開設した「京都市医工薬産学公連携支援オフィス」（平成27年度に「京都市ライフイノベーション創出支援センター」へ改称）の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として事業の遂行を行う必要性があるとともに、ネットワークを活用することによって効果的かつ効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらの条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,300,000円
- 7 契約内容
京都大学が設置する「国際科学イノベーション拠点」に参画し、地元企業の参画や実証実験でのフィールド検討など、大学の研究現場に密着した活動を行うとともに、産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、当該拠点で取り組まれる医学・工学・薬学等の幅広い分野に関する知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分

野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「工医薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に関与し、豊富な経験や技能等を有している。

産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行う本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要があるとともに、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺栗田町9-1
地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
72,100,000円
- 7 契約内容
国立研究開発法人科学技術振興機構により京都地域に無償譲渡された高度研究機器を京都リサーチパーク地区に配置し、これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」の産学公連携による成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」における取組を地域イノベーションに結び付け、地域経済の活性化を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、ライフサイエンス関連産業に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政、中でもライフサイエンス分野の産業戦略・都市政策として策定した「京都市ライフイノベーション推進戦略」に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、ライフサイエンス関連産業の振興を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、平成26年4月をもって、本市から地方独立行政法人へ移行し、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、染織技術、繊維材料をはじめ、高分子、金属、窯業、表面処理、ライフサイエンス、デザイン等幅広い分野の研究や技術支援等を実施し、地元産業への技術移転を図り、地域社会の発展に寄与している。

同法人は、平成27年度まで公益財団法人京都高度技術研究所が実施してきた地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）における補助業務を平成26年度から受託し、高度研究機器の利用促進及び普及活動、また高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等において、同種の高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者等の人的資源が豊富である体制等を踏まえ、同事業に関わり、支援してきた実績がある。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、ライフサイエンス関連企業及び大学を中心に、研究開発支援、技術の高度化、産学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識及び京都地域のライフサイエンス関連企業・大学とのネットワークを有している。

更に、同法人は、平成26年3月まで本市の機関として、市の重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

以上から、地方独立行政法人京都市産業技術研究所は本事業の実施に当たって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
KRP KISTIC4階バイオ計測センター退去に伴う原状復旧作業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月26日
- 4 履行期間
令和3年7月26日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市東成区中道一丁目4番2号
株式会社大阪ガスファシリティーズ
- 6 契約金額（税込み）
23,540,000円
- 7 契約内容
本市では、これまで地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）において、京都リサーチパーク株式会社（以下、「KRP」という。）所有のKISTIC棟4階に本市所有の高度研究機器を設置して、機器の共同利用による共同研究の促進と中小企業への技術移転、高度技術者の育成等を実施してきたが、今回、同機器を京都市産業技術研究所に移転させるため、KISTIC棟4階の退去に伴う原状復旧作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本作業を委託するに当たっては、KRPが次に入居を希望する企業等に対して賃借できるように、本市の入居当時の原状に戻すため、必要な事業者を選定し、KRPによる監理・監督の下、KRPが指定した事業者によって原状復旧作業を実施する必要があり、本趣旨を踏まえた内容が、本市とKRPとで締結している賃貸借契約にも定められていることから、株式会社大阪ガスファシリティーズと委託契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業「担い手交流」チャレンジプログラムに係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,989,200円
- 7 契約内容
大企業から中小企業やベンチャー企業への「在籍出向」や「副業・兼業」を活用し、地域企業における人的課題をはじめ、経営課題の解決を支援するとともに、担い手の交流促進や企業間連携の強化等を図るため、これら企業への支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業では、事業のブランディングや、企業の開拓、制度導入支援からフォローアップ等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社のみであった。出向者や送出企業の人事担当者、受入企業の経営者等の満足度を高め、本プログラムの継続活用及び他人推奨につながるかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市商店街地域資源活用事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸二条上る蔦絵屋町256
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
9,700,000円
- 7 契約内容
商店街等にコーディネーターを派遣し、地域・団体・商店街等の連携による誘客促進に向けた持続可能な取組の検討・実施を支援することで、商店街を核とするエリアのブランド化を進める。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の遂行に当たっては、業者の能力や技術はもとより、商店街の内情及び地域資源の把握、外部団体の選考能力、さらには商店街と協力して取り組める信頼関係が必要不可欠なものであり、加えてコロナの状況を見極めながら即座に取組みを進める必要がある。
以上を踏まえると、本契約の目的を達成するには、価格以外にも必要な知識、能力及び商店街との信頼関係の有無を考慮する必要があり、競争入札による選定は適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の実施に当たっては、商店街の内情及び地域資源の把握、外部団体の選考能力、商店街と協力して取り組める信頼関係が必要不可欠である。それら全てを有しているのは、令和2年度に市内全商店街を対象とした現地視察を実施し、文献調査及びヒアリング調査により把握した地域資源や外部団体との協力関係等の調査結果を有し、さらにはヒアリング調査を通じて商店街との信頼関係を構築した、上記5のみである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業未来力創出コーディネート事業に係る企画運營業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和3年5月6日
- 4 履行期間
令和3年5月6日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301
一般社団法人リリース
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
「京都市地域企業未来力会議」や「地域企業応援会」の企画運営，それらの場に出たアイデアの実現，「京都・地域企業宣言」等の普及活動への企画・助言，広報などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
未来力会議の運営をはじめ，地域企業の持つ様々なアイデアの実現に向け，幅広い知見を持つコーディネーターによる助言，相談会の開催，企業間マッチング等を行い，新事業創出を支援するという業務の趣旨を十分理解したうえで，円滑かつ迅速な手配をする必要がある。また，急な予定変更にも対応できる体制が求められるなど，主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ，応募者が上記5の1者のみであった。迅速・的確に業務実施することが可能か，また中小企業を取り巻く経営課題等について十分理解をしているかなどについて，企画提案内容を評価した結果，委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都館プロジェクトYouTubeチャンネル及びWEBサイト運營業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年4月7日
- 4 履行期間
令和3年4月7日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント
- 6 契約金額（税込み）
12,889,800円
- 7 契約内容
(1) YouTubeチャンネル「京都館会議」の運営
(2) 京都館WEBサイトの運営
(3) SNSの作成・運用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、YouTubeチャンネル、WEBサイトの運営及びSNSの作成、運用を行うものであり、企画立案、映像の加工・編集等、受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的且つ効果的に達成するため、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都館プロジェクトYouTubeチャンネル及びWEBサイト運營業務受諾候補者選定委員会において審査した結果、株式会社クロステック・マネジメントからは、撮影や編集技術のみならず、現状を踏まえた上でのYouTube動画企画、WEBサイトの新コンテンツ企画等の提案があり、本業務の趣旨・目的を果たすものであり、評価点が一番高かったため、受託者として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京の「匠」ふれあい事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年6月4日
- 4 履行期間
令和3年6月4日から令和4年2月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町4-1-4番地
西陣織工業組合
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
市民・観光客に向けて、伝統産業品の制作実演を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、伝統産業に従事する職人の雇用創出及び市民や観光客等に対する伝統産業のPRを目的に、職人による制作実演を行うものであり、伝統工芸品の制作実演を実施し、より多くの市民や観光客に伝統産業をPRできる相手方は、国内外から多くの来館者があり、毎年多くの修学旅行生等の受入れを行っている西陣織会館を運営し、実演等を常時行う設備や体制が整っている同組合以外になく、同組合以外では当該事業の趣旨・目的を果たすことはできないと認められるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市勧業館電力量計更新業務委託

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和3年6月4日

4 履行期間

令和3年6月5日から令和3年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地
近建ビル管理株式会社

6 契約金額（税込み）

5,940,000円

7 契約内容

京都市勧業館の電力量計を更新する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件で更新する電力量計は、各展示場等の使用電力等を計測するもので、当該施設全体の特別高圧受変電設備と密接不可分な関係を有しており、この特別高圧受変電設備は施設独自の仕様及び電気系統により稼働していることから、作業手順を誤ると人身事故や電気火災事故の危険を伴い、近隣への波及事故に繋がる恐れがあることに加え、故障発生時の原因究明・復旧作業等の対応が困難になるため、この仕様及び電気系統を熟知していない者によって、短期間で26台もの電力量計の更新作業を行うことは多大なリスクを伴う。

よって、この作業を実施できるのは、令和3年度の勧業館建築設備等管理業務の受託者として日常の電気設備点検を実施し、当該施設の電気系統設備を熟知しているとともに、当該施設の電気事業法に基づく精密点検の実施者である本契約の相手方以外にいないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勧業館荷物用エレベータ点検整備業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年7月9日
- 4 履行期間
令和3年7月10日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市浪速区敷津東1丁目4番17号
株式会社東洋 hidroエレベータ
- 6 契約金額（税込み）
39,999,300円
- 7 契約内容
京都市勧業館の荷物用エレベータの点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回整備する荷物用エレベータの運転制御は、制御盤を介して昇降路及び各種制御装置間の信号のやり取りによって行われているものであり、その運転制御と安全確保は設備全体で総合的に設計され、製造業者独自の技術が用いられていることから、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であり、既設設備の製造者である株式会社東洋 hidroエレベータと契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都伝統産業ミュージアムを核とした新たな伝統産業振興事業に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1 京都市勧業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター

6 契約金額（税込み）

16,992,000円

7 契約内容

持続可能な伝統産業の実現に向けて、京都伝統産業ミュージアムを核とした事業を推進する。

- (1) ミュージアム内の京都市の伝統産業製品全74品目を紹介する74 CRAFTS WALL等における伝統産業製品及び伝統工芸品の出品コーディネート及び解説補助事業
- (2) 各種イベント等における伝統産業製品の販売機会の創出及び販売支援
- (3) 生産組合等へのヒアリング等を通じた課題、ニーズ、成功事例等の把握及び伝統産業界や行政との情報共有。生産組合等による自主的な普及啓発活動や課題解決に向けた支援
- (4) 和装産業振興の支援
- (5) その他、前各号に定める取組に付随する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

伝統産業製品の長期的な需要の低迷が続く中、普及・啓発に加え、業界内外の交流や需要の拡大を支援する役割が求められており、その達成に向けてミュージアムを活用し、事業を実施することが適している。観光との連携やビジネスの視点を取り入れた本事業の実施により、ミュージアムを核とした新たな伝統産業振興を図るものである。

京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークをすでに有する団体である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市伝統産業従事者支援事業に係る「伝統産業従事者支援事業センター」運營業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年9月30日
- 4 履行期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB
- 6 契約金額（税込み）
33,885,203円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、伝統産業業界が、催事・行事等の延期・中止から伝統産業技術の活用機会や製品の販売機会が激減し、深刻な影響を受け続けていることを踏まえ、伝統産業の技術を用いて新商品等の開発を行う取組みへの補助事業に係る運営体制を速やかに構築するため、コールセンターや交付申請受付などの運営事務局業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等の影響を大きく受け、伝統産業技術の活用機会や製品の販売機会が激減する中で、事業を継続し、伝統産業技術の用途・販路拡大に資する取組みを支援するものであり、早急に補助金を交付する必要がある。よって、契約の相手方の選定に当たっては、緊急を要し競争入札に適しないと認められるため、緊急に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務に類似する補助金受付業務等を行っている事業者3社から見積書を徴収したところ、「株式会社JTB」が最低価格を提示したため、当該事業者を契約の相手方として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勧業館整備工事 ただし、8・9号昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年6月30日
- 4 履行期間
令和3年7月1日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム
- 6 契約金額（税込み）
34,540,000円
- 7 契約内容
京都市勧業館の乗用エレベータの改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、エレベータの一部の機器（制御盤、戸開走行保護装置、液晶表示操作盤、巻上機等）のみを更新する工事であり、更新機器と既設利用の機器との互換性を保証し、エレベータとして安全な運用を保証する必要があるが、機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であり、エレベータの安全な運用に支障をきたすことから、既設の主製造者である株式会社日立ビルシステムと契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	28,458,800	
計			28,458,800	
共通費				
共通仮設費	1	式	786,979	
現場管理費	1	式	992,724	
一般管理費等	1	式	4,121,497	
計			5,901,200	
工事価格	1	式	34,360,000	
消費税等相当額	1	式	3,436,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	37,796,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館整備工事 ただし、高圧饋電盤改修工事
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和3年8月2日
- 4 履行期間
着工命令の日から4箇月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680
日新電機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,100,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の高圧饋電盤の改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約により改修する設備は、既設受変電設備と連携しており、不具合が生じると全館停電し、主催者から賠償を求められる可能性がある。このため、受変電設備と一体のシステムとして、性能・機能を確実に担保する必要があるが、機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であることから、既設の主製造者である日新電機株式会社と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
空気設備工事	1	式	32,296,000	
計			32,296,000	
共通費				
英通仮設費	1	式	842,012	
現場管理費	1	式	3,554,103	
一般管理費等	1	式	5,067,885	
計			9,264,000	
工事価格	1	式	41,560,000	
消費税等相当額	1	式	4,156,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	45,716,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング5階
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額（税込み）
28,598,042円
- 7 契約内容
京都滞在中の修学旅行生に新型コロナウイルスの感染疑いが発生した場合、健康上の相談を受ける修学旅行生専用の24時間電話相談窓口業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業の実施に当たっては、委託事業者が新型コロナウイルス感染症の感染疑いの相談対応に係る技能を備えていることが求められるため、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があることから、提案を評価のうえ事業者を選定する公募型プロポーザルを実施した。
その結果、1事業者から応募があり、受託候補者選定基準に基づき審査を行ったところ、当該応募事業者の提案内容を委託先として評価できることから、委託先事業者として選定した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度海外メディア取材支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階
公益財団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
16,110,000円
- 7 契約内容
海外メディア取材に係る支援，報告業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務では，世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して，適切に京都での取材要望に対する処理を行うとともに，取材先との調整や許可申請等専門的な対応を行う必要がある。また取材内容に対してのコンテンツ情報や画像の提供については，海外メディアのニーズを十分に踏まえた題材の選定，海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となる。
したがって，本業務の実施に当たっては，京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え，海外メディア対応の経験とノウハウ，深いネットワークを有するとともに，特定の事業者に限らず，京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要であり，主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
同事業については，これまで本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門において業務を実施し，多くのメディア関係者を誘致してきた。これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の

経験を生かし、効果的に本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローのみであった。

平成30年度、DMO移管としての公益社団法人京都市観光協会の機能強化を図るため、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門は同協会に統合された。公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。また、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的かつ更に発展的な本業務の遂行が見込まれる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会のみであるため、同事業者と契約を締結したものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市海外情報拠点運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館3階
公益財団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
22,200,000円
- 7 契約内容
台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン（6箇所）の京都市海外情報拠点における、情報収集業務、情報発信業務、京都観光の事務所機能、報告業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であるため、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。よって、その性質が競争入札に適さないため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
同事業については、これまで本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門において業務を実施し、拠点を通じて多くのメディア関係者に京都をPRしてきた。これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を生かし、効果的に本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローのみであった。
平成30年度、DMOとしての公益社団法人京都市観光協会の機能強化を図るため、公益財団法

人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門は同協会に統合されることとなった。公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウも持ち合わせている。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通しており、これまで構築してきたメディア関係者等との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的に本業務を遂行することができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都観光総合調査業務委託

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

(当初) 令和3年4月 1日

(変更後) 令和3年6月28日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区備後町2丁目4番9号

株式会社エム・アールビジネス

6 契約金額 (税込み)

(当初) 13,187,185円

(変更後) 10,234,785円

7 契約内容

京都観光総合調査

- (1) 日本人及び外国人観光入込客統計調査・実態調査
- (2) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査
- (3) 前年調査結果集計
- (4) 京都観光総合調査本冊の送付

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本件業務は、「京都観光振興計画2025」における進ちょく状況の把握、目標の設定並びに今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることを目的に、日本人観光入込客統計調査・実態調査、外国人観光入込客統計調査・実態調査、修学旅行生数等調査及び前年調査結果集計等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルを実施し、応募があった1社を審査基準に従い審査した結果、委託先事業者として選定した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客に対する面接聴取が困難となり、一部事業を中止したことから変更契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度総合獣害対策事業（東山地域イノシシ捕獲）業務委託

2 担当所属名

産業観光局農林振興室農林企画課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都八王子市小宮町922-7
株式会社野生動物保護管理事務所

6 契約金額（税込み）

5,387,000円

7 契約内容

京都市左京区，東山区，山科区の一部地域（東山地域）における市街地周辺の農林業被害及び人身被害を防ぐため，住宅地等の市街地に出没する恐れのあるイノシシの侵入防止及び捕獲を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施には，東山地域の地形や野生イノシシの生態に精通し，イノシシの侵入経路を踏まえ，市街地に出没する可能性が高いイノシシを安全かつ効率的に捕獲するための知識と技術が必要である。また，住居集合地域等においては猟銃を使用することはできず，麻酔銃を使用して不動化（止めさし）を行うため，熟練した技術・能力を有している相手方と契約する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社野生動物保護管理事務所は，京都府から府内の野生イノシシ生息調査委託業務を受ける唯一の団体であり，一度に複数頭捕獲するために，捕獲誘導柵の設置，餌付けによる大型捕獲柵への誘導及び遠隔操作による大型捕獲柵を用いた捕獲のための専門的知識と捕獲実績を有している。また，京都府下で唯一，住居集合地域等における麻酔銃の使用実績があり，イノシシを安全に不動化する技術も有している。

よって，本随意契約理由の全ての条件を満たした唯一の団体である株式会社野生動物保護管理事

務所を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度総合獣害対策事業（ニホンザル（京都A群）捕獲等管理）業務委託

2 担当所属名

産業観光局農林振興室農林企画課

3 契約締結日

令和3年5月31日

4 履行期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都八王子市小宮町922-7
株式会社野生動物保護管理事務所

6 契約金額（税込み）

5,401,000円

7 契約内容

京都市左京区（主に八瀬，大原，修学院地区等）に出没し，農林作物被害及び生活環境被害を与えているニホンザル京都A群（以下，「A群」というに対し，地元住民による追払いの推進や被害軽減を目的に，ニホンザル位置情報システムを活用した生息状況調査と，繁殖活動のためにA群に移出入する加害性の高いオスザルの有害捕獲を行う。また，京都市鳥獣対策担当職員への研修を実施し，動物の生態と市街地出没への対応等の習得を図る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施には，業務実施エリアの地形及びA群の行動圏を熟知しており，ニホンザル位置情報システムに精通し，地元住民への追払いの研修を行うための様々な知識を必要とするほか，A群に移出入するオスザルを選別し，捕獲するために熟練した技術を有している相手方と契約する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社野生動物保護管理事務所は，過去に本市が委託した，当該地域におけるニホンザル京都A群の行動圏管理業務等の受託先であり，業務実施エリアの地形，A群の生態状況及び行動圏を熟知しているだけでなく，ニホンザル位置情報システムにも精通しており，住民に対して本システムを活用した研修の実績がある。

また，京都府の事業において，野生ニホンザルで加害レベルの高い個体を捕獲する業務を受託する等，群れに移出入するオスザルを選別し，有害捕獲するための専門的な知識と技術を有している。

よって、本随意契約理由の全ての条件を満たした唯一の団体である株式会社野生動物保護管理事務所を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度総合獣害対策事業（有害鳥獣捕獲）業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館みどりの館3階
一般社団法人京都府猟友会
- 6 契約金額（税込み）
11,902,000円
- 7 契約内容
野生鳥獣による農林水産物の被害を防止し、農林水産業の安定生産等を図るために、有害鳥獣の捕獲について委託契約を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市内全域の農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲するものであり、長期にわたり市内の農地及び森林等において捕獲活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
有害鳥獣を捕獲し処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに捕獲の適正化に関する法律」及び第12次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網わな等の捕獲猟具の取り扱いができ、3登録年度以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通しなければ、安全に有害鳥獣を捕獲することはできない。
よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている唯一の団体である、一般社団法人京都府猟友会を委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京北農林業地域活性化促進事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削段上ノ下2-1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
9,064,000円
- 7 契約内容
次の全ての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。
ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業
イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業
ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、農業振興を図る農地の流動化、農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援、農山村資源の活用及び都市と農山村の交流企画に関する調整業務を総合的に実施することで、各事業を個別に実施するより、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。
そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、①農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければならない。よって、競争入札に適さない契約である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑

化事業や農作業受託による優良農地の保全に努めるとともに、道の駅ウッディー京北の運営や空き家あっせん事業をはじめとした都市住民との交流を通じた地域活性化の事業を行っている。

このような事業を展開する中で、新規就農を希望される者に農地及び空き家のあっせんの相談の受付から定住まで実現させ、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができることから、効率的に事業運営を実施し、本委託内容を受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
15,323,000円
- 7 契約内容
山村都市交流の森のエリア内における路網の維持管理，森林及び付帯施設の環境整備及び美観維持，基盤施設の維持管理及び営繕を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務における路網・森林・基盤施設の維持管理を適正に行うためには，交流の森エリアの動植物及び森林に関する知識をはじめ，地形や地質，気候等の自然条件，林道の敷設状況及び利用実態，地域との信頼関係等，地域固有の幅広い知識や経験を必要とする。
また，山間地で台風や豪雨，大雪等が発生しやすい地域であり，自然災害の発生時には迅速に巡視や機能回復を行える体制が必要である。
上記で挙げた内容をすべて満たす者は，唯一公益財団法人京都市森林文化協会のみである。
よって，目的が競争入札に適さない契約に該当するため，随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市森林文化協会は，山村都市交流の森内に拠点を有し，災害時の迅速な対応が可能であるとともに，必要な知識を成熟し，他施設との円滑な連携を図ることができるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度大規模集約型林業モデル事業推進支援等業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年7月12日
- 4 履行期間
令和3年7月13日から令和4年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町1丁目3番2号
住友林業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,280,000円
- 7 契約内容
久多市有林における試験施業の設計及び効果分析の実施，集約型林業の事業計画の作成支援等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，新たな低コスト技術を導入した試験施業の設計や技術支援，導入効果分析，試験施業を踏まえた集約型林業の事業計画の作成支援を行うものである。本事業を遂行するためには，モデル地区の林況や地形，森林所有者，林業の実施方法等に精通するとともに，林業の専門知識や広域の森林における森林経営の持続的な実施経験に基づき，効率的な事業計画を作成し，コンサルティングする能力を有する必要がある。
住友林業株式会社は，約48,000haの自社所有林における経営管理及び林業コンサルタント業務の実績を有し，かつ，モデル地区の森林情報や地域の林業関係者の実情を把握しており，当業務の遂行に必要な条件を全て満たす唯一の者であるため，当事業者と契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
重要インフラ施設周辺森林整備業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年7月16日
- 4 履行期間
令和3年7月17日から令和3年12月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区上賀茂二軒家町9番地
京都市森林組合
- 6 契約金額（税込み）
17,046,700円
- 7 契約内容
叡山電鉄鞍馬線沿いの森林において、倒木被害の未然防止を図り、災害に強い森林へと更新するため、鉄道施設に被害を及ぼす恐れがある樹木を伐採・搬出し、伐採跡地を災害に強い森林へと更新するために相応しい多様な樹種を植栽する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、鉄道沿線の森林整備を行うものであり、高度な伐採技術、伐採木の搬出集積の経験、業務地の安全管理、伐採跡地の再生技術を総合的に有するとともに、事業実施箇所の特性を十分に考慮した実施計画を作成し、鉄道会社及び周辺地域住民等と綿密な調整のうえ、円滑に事業を実施できる者と契約するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式による提案募集を実施し、応募があった1者の提案を受託候補者選定委員会において審査した結果、本業務を実施し得る能力があると判断したため、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度風倒木被害地の再生モデル事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年8月4日
- 4 履行期間
令和3年8月5日から令和4年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
8,701,000円
- 7 契約内容
平成30年9月4日に来襲した台風21号により大規模な風倒木被害を受けた京都市内の林業地において、同様の被害を繰り返さないためのモデル的な森林再生施業及び技術者を育成する研修会を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、実施箇所の表層地層や地形の凹凸などの森林立地条件等に応じた樹種の選定や植栽方法の導入、適切な獣害対策等が必要であり、これらを実施するために必要な高度な専門技術と経験を有する相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式による提案募集を実施し、応募があった2者の提案を受託候補者選定委員会において審査した結果、最も高い評価点を得た者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市森林経営管理意向調査実施業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年8月10日
- 4 履行期間
令和3年8月11日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
16,500,000円
- 7 契約内容
森林経営管理意向調査（北山地区及び山国地区）の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
アンケート等の遂行能力に加え、森林情報の処理に精通し、地理情報システムの扱いに長けていることや、説明会や不明所有者の調査のため、調査地区の住民と綿密に調整し、円滑に事業を実施できる者と契約するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、応募があった1者の提案を受託候補者選定委員会において審査を行った結果、本業務を実施し得る能力があると判断したため、選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大規模集約型林業モデル事業試験施業等実施（主伐）業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年9月8日
- 4 履行期間
令和3年9月9日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区上賀茂二軒家町9番地
京都市森林組合
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
久多市有林における試験施業（主伐）の実施 ほか
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、主伐に関する低コスト施業の効果を検証するため、久多市有林において、モデル地区内の民有林で施業を行うことを想定した試験施業を実施するものである。本事業を遂行するためには、森林整備の経験があり、現場作業員を雇用し、高性能林業機械を保有しているとともに、試験施業後にモデル地区内の民有林で集約型林業を行うことができる者と契約する必要がある。
京都市森林組合は、組合員から委託を受けて、伐採等の森林整備を行っており、専属の現場作業員を雇用し、高性能林業機械を保有するとともに、令和2年度にモデル地区内の久多地区の森林所有者から集約型林業事業計画への参画同意を得て、令和4年度の実施に向けて準備を進めており、業務の遂行に必要な条件を全て満たす唯一の者であるため、当組合と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大規模集約型林業モデル事業試験施業等実施（間伐・植栽）業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和3年9月17日
- 4 履行期間
令和3年9月18日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区上賀茂二軒家町9番地
京都市森林組合
- 6 契約金額（税込み）
10,098,000円
- 7 契約内容
久多市有林における試験施業（間伐）の実施 ほか
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、低コスト施業の効果を検証するため、久多市有林において、モデル地区内の民有林で施業を行うことを想定した試験施業を実施するとともに、民有林で低コスト施業を活用した集約型林業を実施できる事業者の育成を図るものである。本業務を執行するには、森林整備の経験があり、現場作業員を雇用し、高性能林業機械を保有しているとともに、集約型林業に必要な技術の習得を行っており、試験施業後にモデル地区内の民有林で集約型林業を行うことができる者と契約する必要がある。
京都市森林組合は、組合員から委託を受けて、造林、保育等の森林整備を行っており、専属の現場作業員を雇用し、高性能林業機械を保有するとともに、全ての大規模集約型林業モデル事業担い手育成研修会に参加し、集約型林業の実践を目指している。加えて、令和2年度にモデル地区内の久多地区の森林所有者から集約型林業事業計画への参画同意を得て、令和4年度の実施に向けて準備を進めており、業務の遂行に必要な条件を全て満たす唯一の者である。よって、当組合と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中小企業等再起支援補助金事業に係る「再起支援補助金センター」運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業支援策活用推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月 1日
(変更後) 令和3年9月30日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年4月1日から令和3年 9月30日まで
(変更後) 令和3年4月1日から令和3年12月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 108,500,304円
(変更後) 137,482,015円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等により影響を受け、著しく売上が減少した事業者等が事業継続を目指す取組への補助事業「京都市中小企業等再起支援補助金」に係る、コールセンター業務や交付申請受付・審査業務などを行う事務局運営を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本業務は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等により、著しく減収した事業者等の事業継続を目指す取組を支援するものであり、令和3年3月18日の予算議決を得て直ちに支援を開始する必要があったことから、本業務に係る契約の相手方の選定は、緊急を要し競争入札に適さなかったため。
なお、当初の契約期間中に、事業の受付期間の延長等を行うこととなり、事務局の開設期間の延長が必要となったため、契約の変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由

本業務を履行することができる事業者3社による見積合せを実施し、当該事業者が最低価格を提示したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事基本設計その他業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月2日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

110,000,000円

7 契約内容

平成27年3月に策定した「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき、新青果棟建築工事及び設備工事基本設計その他業務委託を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、平成27年3月に策定した「京都市中央市場施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）及び基本計画から新青果棟整備について抜粋し取りまとめた「京都市中央市場新青果棟基本コンセプト（案）」に基づき、青果棟新築工事（現地建替え）に係る基本設計を行うものである。

本業務を遂行するに当たっては、①入出荷車両や棟内物流の効率的な動線について提案がなされること、②将来の設備自動化へ向けて将来的に改修工事が容易に行える提案がなされること、③「withコロナ」時代に相応しい柔軟な働き方ができるデジタル化やICT化などに対応した施設にすること、などが重要であり、それらを可能とする業者を選定する必要がある。係る状況から業者選定に当たっては競争入札が適さないため、公募型プロポーザル方式により業者を選定することとした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の理由から公募型プロポーザルを実施し、受託者選定委員会において厳正に審査した結果、

株式会社安井建築設計事務所を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
23,793,550円
- 7 契約内容
市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
運営の委託に関しては、価格以外の要素として、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式により、業者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルへの応募者1社に対し選定委員会において審査を行った結果、リーフ・パブリケーションズを委託先事業者として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
北関連解体撤去工事に係る建物解体後の復旧等業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月2日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区勸修寺南大日町7番地
ナガタ工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
79,970,000円
- 7 契約内容
北関連解体撤去工事に係る建物解体後の復旧等業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和2年1月から令和2年末にかけて、「京都市中央卸売市場第一市場整備工事 ただし、北関連1号棟ほか4棟解体撤去工事」を実施した。解体工事期間中に行った土壌汚染調査の結果、北関連2号棟及び3号棟の敷地から土壌汚染が検出され、環境政策局から、令和2年8月20日付けで当該区域は土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」に指定された。

そのため、上記工事とは別に、土壌汚染対策を行うことにより、令和2年度中に区域内の汚染土壌の掘削・除去を完了させたが、当該工事により表出した北関連2号棟及び3号棟の基礎等の処分や埋戻し等の復旧作業等を早急に行う必要がある。

本業務を遂行するに当たっては、法令上、当該区域内に存在する汚染土壌区域及び北関連2号棟及び3号棟の基礎等を産業廃棄物として適正処理することに加え、北関連棟解体工事及び土壌汚染対策工事の経過を熟知していることが求められる。

さらに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項及び第21条の3第1項により業務の受託者が本件工事の元請業者（ナガタ工業株式会社）に限定されていることから、本件に係る契約は、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1
都築電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,091,350円
- 7 契約内容
各種統計データ及び公開市況の作成等を行う京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システムについての保守、点検等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回委託する業務については、当該システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社のみである。
そのため、他社との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画等推進支援業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年6月10日
- 4 履行期間
令和3年6月11日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,111,500円
- 7 契約内容
本業務は、①新関連棟整備基本方針案、仮設関連事業者棟整備案の検討・決定、②新水産棟見学者用通路管理運営手法の検討を軸とした各種設計・工事・運営等に関する施設整備計画の進捗管理に加え、③食品衛生法の改正及び施設の再整備により求められる部門毎の衛生管理基準、④大規模災害による被災を見据えた業務継続計画の更新・進捗管理といった施設運用に係る検討等、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を目的としている。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定時（平成26年3月）から令和2年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ていることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。
よって、本件に係る契約は、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場の先進的な整

備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

本市場では、これまでに基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ったが、いずれの業務も同社が受託しており、その後の基本計画推進業務についても、平成28年度以降毎年度同社と随意契約を締結している。同社はこれらの業務を通じて、これまでに計300回を超える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果たしてきた。

さらに、同社は、平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定補助業務についても受託しており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本業務を遂行する能力及び経験を有する唯一の団体であると認められるため、委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市下京区中堂寺坊城町15番1ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和3年6月11日

4 履行期間

令和3年6月11日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

5,985,100円

7 契約内容

京都市下京区中堂寺坊城町15番1ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市中央卸売市場第一市場は，平成27年3月策定の京都市中央市場施設整備基本計画に基づき，市場施設再整備を実施している。しかし，市場敷地内の一部には，未だ境界線が確定していない箇所や登記変更が未済の箇所が存在するため，本業務を委託する必要がある。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下，「協会」という。）は，官公署等による不動産の表示に必要な調査・測量・登記の嘱託・申請の実施に寄与することを目的として，土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。同法を根拠として設立された法人は，京都市域においては協会のみである。さらに，協会は，これまでから，京都府下の地方公共団体の登記等業務の委託先として相当の実績を有している。

また，報酬単価については，京都府下で統一して定められており，価格競争性はない（公共嘱託登記土地家屋調査士協会が標準報酬額を定めている）。

以上から，随意契約を行うこととした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場新水産棟見学者用通路展示整備業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年6月15日
- 4 履行期間
令和3年6月16日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深3-1 グランフロント大阪タワーB24F
株式会社丹青社
- 6 契約金額（税込み）
126,500,000円
- 7 契約内容
京都市中央卸売市場第一市場がとりまとめた新水産棟見学者用通路整備基本コンセプトを踏まえ、展示設計及び展示制作・設置を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
価格以外の要素として、市場の機能・役割や現在取組が進められている市場施設整備についての理解を有し、その施設整備の将来像における見学者用通路の効果的な活用方法を提案する企画力、それを実現するための展示整備に係る技術力、これらの業務を効率的・効果的に着実に遂行する能力等を有する業者を選定する必要があるため、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする、公募型プロポーザル方式により業者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場施設保全業務 ただし、昇降機設備保守・点検業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和3年5月1日
- 4 履行期間
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区岩上通高辻下ル吉文字町457番地
京都エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,083,700円
- 7 契約内容
昇降機設備の定期点検保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年度当該業務を競争入札により落札し、受託した業者から令和3年4月23日に「契約を解除したい」旨の申出があり、令和3年4月30日付けで契約解除することとなった。
昇降機は市場の運営に必要不可欠な設備であり、解除後直ちに保守業務を維持しなければ、市場運営に多大な支障を与えることとなることから、緊急で標記業務を履行できる業者を選定する必要があった。
そのため、京都市の入札参加資格者名簿の「昇降機設備保守管理」に登録のある全業者に業務受託可能かの確認と見積依頼を実施した。
その結果、見積書を提出したのは京都エレベータ株式会社のみであったため、当事業者と契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
局所排気設備他改修業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和3年5月31日
- 4 履行期間
令和3年5月31日から令和3年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,930,000円
- 7 契約内容
第二市場におけると室の局所換気設備等を改修し、と室における衛生及び作業環境を改善する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
第二市場におけると室では、と畜作業等に伴い熱湯等を使用することから、衛生及び作業環境を維持するためには、適切な排気が必要であり、排気機器及びダクトの設置については、既存の換気設備の運転状況やと畜室全体のエアバランスを熟知したうえで、と畜作業等に支障がないよう風量調整を行わなければならない。
そのため、既存の設備等の機能を損なうことなく、本業務を履行できるのは、第二市場建築時の排気設備等の施工業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生産設備エア関係機器保守点検業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和3年6月30日
- 4 履行期間
令和3年6月30日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル9階
花木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,570,000円
- 7 契約内容
第二市場における生産設備を駆動させるエア関係機器を良好な状態に維持させるための保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
第二市場における生産設備及びエア関係機器は、食肉プラントメーカーである花木工業株式会社が導入時の工事全般を行っており、生産設備の保守点検業務についても同社が行っている。
また、本業務は第二市場の稼働日を減らすことなく実施する必要があるとともに、既存の設備等の機能を損なうことなく実施しなければならない。
本業務を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは花木工業株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高架軌条他設備清掃等業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和3年8月25日
- 4 履行期間
令和3年8月25日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル9階
花木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,997,000円
- 7 契約内容
第二市場において、と畜施設を衛生管理上良好な状態に維持させるために高架軌条、ユニットク
ーラー等の清掃を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、と畜現場の稼働日を減らすことなく実施する必要があり、生産設備の保守点検業務と
施工期間を綿密に調整しなければならない。
また、既存の設備等の機能を損なうことなく本業務を履行するためには、高架軌条及び生産設備
の構造等を熟知したうえで、清掃を行う必要がある。
本業務を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは花木工業株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他